法律第百二号

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受けた合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法（以下「旧合併特例法」という。）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の実情に鑑み、当該合併市町村が旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる期間の特例を定めるものとする。

（地方債の特例）

第二条　平成二十三年度において旧合併特例法第十一条の二第一項の規定により地方債を起こすことができる合併市町村であって東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域をその区域とするものに対する旧合併特例法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「十年度」とあるのは、「十五年度」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直人**

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第百三号

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

1　東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3　この法律において「東日本大震災関連義援金」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者又はその遺族（以下この項において「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった東日本大震災関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

法務大臣　江田　五月
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

政　令

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百六十六号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。

別表第十三号イ中「並びに大字新浜」を「、大字新浜並びに大字粟生字海岸」に改め、「大字光字光」の下に「並びに大字粟生字東山及び字浜」を加え、同表第四十四号(2)中「字宮前新田上、」を削り、「及び字流田」を「、字流田及び字宮前新田上」に改め、同号(8)中「字五本松、」を削り、「字衣掛」の下に「、字五本松」を加え、同号(9)中「字沖高洲、字新々畑及び」を削り、「字鉄炮場、字古新畑」を「字沖高洲」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　片山　善博
経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直人**

国有財産法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百六十七号

国有財産法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）を実施するため、この政令を制定する。

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「五年ごと（法第二条第一項第六号に掲げる財産のうち財務大臣が指定するものにあっては、一年ごと）にその年の三月三十一日」を「毎会計年度、当該年度末」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百六十八号

日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第三項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　法第二十三条第三項第三号の政令で定める災害は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害であって私立の専修学校及び各種学校に係る被害の状況その他の事情を勘案して文部科学大臣が定めるものとし、同号の政令で定める私立の専修学校又は各種学校は、当該災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（法第二十三条第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）であって前項ただし書に規定するもの以外のもの（各種学校にあっては、修業年限が二年以上であるものに限る。）とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　高木　義明
内閣総理大臣　菅　**直人**

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直人**